

J Rサービック労働組合

ジャストニュース

No. 22

2024年4月9日

J Rサービック労働組合

発行責任者 柳楽 関

2024年度【賃金引き上げ】【夏季手当】【割増賃金】 第1回団体交渉開催

- ◎全社員の基本給を**20,000円**
- ◎パート社員の時給を**1,500円**
- ◎夏季手当を**3.5ヶ月**
- ◎パート社員の夏季手当を**10万円**
- ◎超勤手当**150/100**
- ◎夜勤手当**50/100**
- ◎公休等労働手当**160/100**

4月5日、J S労は、サービックとJ S労申第2号（2024年度賃金引き上げ、夏季手当、割増賃金の申し入れ）に基づく第1回団体交渉を開催しました。

申第2号は、2月19日に「基本給20,000円、時給1,500円引き上げ」「夏季手当3.5ヶ月、パート社員10万円」「超勤手当、夜勤手当、公休・休日・特休労働手当の割増率引き上げ」の要求項目をサービックに対して申し入れました。

団体交渉は、J S労柳楽委員長から「2024年度春闘は、30年ぶりの高水準となった昨年を大幅に上回っている。サービックは、親会社のJ R東海からの契約（委託料）で収入を得ていて、人件費が費用の大部分となっている。親会社のJ R東海は令和6年3月期の業績予想を大幅に上方修正している。こうした状況下で、サービックは職場で懸命に働く社員等の労に報いるために、誠意ある回答を行うこと」などを主張しました。

サービックは「当社の収支の状況は、2023年度第3四半期の営業収益は、増収・減益となった。当社の収益構造は人件費が9割を超えており、ペースアップや手当等人件費の上昇が経営に大きな影響を及ぼす」などと基本的な考え方を示しました。

JS労「契約社員の賃金改善は必要だ」

サービック「社員になれば給料は上がる」と不誠実な回答!

団体交渉では、J S労から「親会社のJ R東海と交渉し、委託料をもっと多く確保し、人件費が増えたとしても増収・増益となるようにすべきだ」「昨年の年末手当交渉の時と同じだが、経営状況に関する資料を提示すべきだ」「社員は物価高により生活が苦しい。2万円の引き上げでも足りないぐらいだ」などを主張しました。

団体交渉のやりとりで、J S労から「契約社員の賃金が、19万円と20万円で頭打ちになっている。全社員の賃金改善はもちろんだが、特に契約社員の賃金の改善は必要だ」と主張しました。このJ S労の主張に対して、サービックは「社員に昇進すれば賃金は上がる」と、契約社員の賃金改善を拒否するような不誠実な回答を行いました。

メールアドレス・ jsrou@yahoo.ne.jp